

令和2年度DXイノベーション推進プロジェクト事務局支援  
業務委託プロポーザルに係るQ&A

(令和3年1月14日現在)

1 委託業務の内容について

ご質問	回答
「長期的推進方法」を検討とあるが、長期とは、どのぐらいの期間を想定しているのか。	本事業の成果創出には相応の時間がかかる と想定しておりますことから、3年程度と 考えております。
研究開発プロジェクトの委託は、事務局支援受託者が実施するのか。	研究開発プロジェクトの選定・委託に係る 事務は、県が実施いたします。 受託者には、県が実施する事務の支援とと もに、各プロジェクトの進捗管理や相談支 援をお願いいたします。
研究開発プロジェクトの実施主体は、茨城県内に限るのか。	茨城県外の事業主体も対象とし、幅広く公 募いたします。
産官学の多様な主体に対する「事前告知」と募集選定支援にある「募集告知」とは別なものか。	事前告知と募集告知は、別のものです。 事前告知は、募集告知の前に、本事業の実 施についてお知らせし、円滑な応募を促す ものです。
事前告知・募集告知の際に、県が既に関係性を有しているネットワークを活用することは可能か。	県のHPや県が事務局となっている各種団 体等のネットワークの活用が可能です。
産官学の多様な主体（企業・市町村）について、県はどのようなネットワークを持っているか。	県が事務局となっている企業の協議会等は 多数ございます。また、DX（スマートシ ティ等）に取り組みたい意向がある市町村 とのパイプもございます。 これらネットワークの活用も可能です。

募集告知を実施する際に、周知方法の指定はあるのか。	周知の方法の指定は特に設けておりません。
事務局支援受託者が、資料作成等の事務作業を行うことはあるのか。	契約書・仕様書の範囲内で、事務作業を実施していただくこととなります。
成果報告会とはどのように実施するのか。	現時点では、未定ですが、一般的な会議形式での報告会を想定しています。 詳細は、検討することとなりますが、本事業の成果をより効果的にPRできる実施方法のご提案をお願いします。
各種イベント（成果報告会等）で県が保有する施設を使用する場合、無償貸与は可能か。	県が無償で使用することができる施設は、無償で活用していただくことが可能です。
本事業で発生する知的財産権とは、どのようなものを想定しているのか。	今回の業務は事務局支援業務ですので、創出される知的財産権はないかもしれませんが、著作権や商標権に係るものが生じる可能性も考慮し、お示しした項目となります。

## 2 予算・見積について

ご質問	回答
委託費の用途に決まりはあるのか。	業務に必要な経費であれば、制限は設けておりませんが、事務局支援業務ですので、人件費・消耗品費・パソコン等のリース代・旅費などを想定しております。
一般管理費を見積もることは可能か。	可能です。常識的な範囲内での見積りをお願いいたします。

再委託は認められるのか。	委託契約書（案）第7条に記載のとおり、再委託の必要性を県が認めた場合に限り、可能です。
財源は、令和3年度予算なのか。	令和2年度の補正予算です。 令和3年度末までを執行期限としております。
研究開発プロジェクトについて、受託者側の負担はあるのか。	現時点では、事業費は県の予算の範囲内において、全額県負担と想定しております。
プロジェクトマネージャー1名、事務支援員（2名以内）で積算しなくてはならないのか。	プロジェクトマネージャー1名、事務支援員（2名以内）での積算をお願いいたします。
事業費の概算払いは可能か。	県が必要性を認めた場合、金額に限り、概算払いは可能です。

### 3 研究開発プロジェクトの選定委員会について

ご質問	回答
選定委員会の委員選定や設置方法について事務局支援受託者が決定しなくてはならないのか。	選定委員の委員構成や設置方法は、県で決定をいたしますので、本案件について、受託者側に特段の事務は生じません。 受託者には、応募が多数あった際の選定に係る助言や委員会の事務支援等をお願いいたします。

#### 4 KPIについて

ご質問	回答
研究開発プロジェクト10件は、厳密に10件なのか。	10件は目安ですので、公募の状況により、上振れ、下振れはありうると考えております。

#### 5 その他

ご質問	回答
県とのやりとりはオンラインでも可能か。	可能です。 ※業務遂行上必要な場合、来県をお願いする場合はあり得ますので、あらかじめご了承ください。
会合等のオンライン化について、県として推奨する基本的なスタンスはあるか。	特にございません。臨機応変に対応できればと考えております。